

令和7年6月1日より開始

習志野市若年がん患者在宅療養サービス費等 助成金交付事業のご案内

習志野市では、40歳未満の若年末期がん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしく生活できるよう、在宅での療養に必要な居宅サービスを利用した場合に要した費用及び通院等に係るタクシー運賃の一部を助成(償還払い)する制度を実施しています。

対象者 次の全ての項目に該当している方

- ☐ 習志野市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている
- ☐ 40歳未満
- ☐ がん末期で在宅療養支援や介護が必要
(医師により回復の見込みがない状態に至ったと判断された者に限る)
- ☐ 他の制度によって同様の支援を受けることができない

助成内容・助成額

1. 医師の意見書作成に要する費用＝1回限り上限 4,500 円
2. 訪問介護・訪問入浴介護・福祉用具の貸与・購入
＝1か月あたり利用料の9割相当額
3. 通院費等に係るタクシー運賃＝1か月あたり上限 18,000 円

※通院費には退院時及び再入院時に自宅と病院の移動に要した費用も含まれます

注意点 1か月あたりの助成総額上限は 54,000 円になります(医師の意見書作成費用は除く)

◆介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく「訪問介護」「訪問入浴介護」「福祉用具の貸与」「福祉用具の購入」と同等のサービスが助成対象となります。

◆習志野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱に基づく日常生活用具の給付対象者となる場合には、支給又は給付の対象となる費用を除きます。

利用申請から助成までの流れ(裏面)

【利用・申請の流れ】

1. 利用申請

「助成金受給資格認定申請書」「医師意見書」を健康支援課へ窓口又は郵送で提出してください。

2. 利用決定

市で申請内容を審査し、申請者の方へ「助成金受給資格認定(却下)決定通知書」を郵送します。

3. 各サービスの利用・支払い

希望する在宅療養サービス事業所等に申請者ご自身で直接お申込みください。

費用は一旦全額自己負担となり、上限範囲内で助成します(償還払い)。

助成上限額を上回る利用料については、ご本人負担となります。

4. 助成金の請求

「助成金交付申請書」「サービス利用の領収書等」「振込先がわかる書類」を提出してください。

※1. 利用申請時の「医師意見書」も助成対象です。

5. 助成金の交付

市で申請内容を審査し、申請者の方へ「助成金交付決定(却下)通知書」を郵送し、

助成金を指定の口座へ振り込みます。

※利用申請は、各助成対象サービスの利用費を負担した日が属する月の末日から起算して2年以内に行ってください。

※詳細については習志野市ホームページもご確認ください。

※必要書類は健康支援課窓口または市ホームページから入手できます。



◀ 市ホームページ

お問い合わせ・申請先

習志野市 健康支援課 成人高齢者保健係
〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1
電話:047-451-1151(代表)(内線:317・405)
受付時間:午前9時~午後5時(土日、祝日除く)

助成を希望される方は

事前にご相談ください☆

